

浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱

令和7年8月1日全部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）第23条の規定による禁止行為の運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所 浜松市火災予防施行規程（昭和62年浜松市消防本部告示第1号。以下「規程」という。）第8条に規定する場所をいう。
- (2) 禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- (3) 解除承認 条例第23条第1項ただし書の規定により、消防署長が指定場所における禁止行為の解除を認めることをいう。
- (4) 大規模な百貨店等 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で床面積の合計が3,000平方メートル以上のものをいう。
- (5) 防火区画 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものであること。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (6) 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であって常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、建基令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- (7) 階段等 階段室内、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- (8) 出入口 道路又は空地に面する出入口をいう。

(指定場所)

第3条 指定場所の用途に係る取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所を本来用途以外に使用する場合

- ア 本来用途以外で指定場所に該当する用途に使用する場合は、使用する用途の指定場所として規制すること。
 - イ 指定場所以外の用途に使用する場合は、指定場所として規制を適用しないこと。
- (2) 指定場所以外の場所を一時的に規程第8条に掲げる防火対象物の用途に係る指定場所として供する場合（前号に掲げる場合を除く。）は、一時的に使用する用途の指定場所として規制すること。
- (3) 冠婚葬祭を行う場合については、条例第23条の規定は適用しないこと。
- 2 指定場所に関する防火対象物の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 2以上の用途に供する防火対象物の場合は、それぞれの用途に係る指定場所とすること。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第8条に規定する区画がされているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うこと。
- (3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗と同一の防火対象物内に存する飲食の用に供する部分は「飲食店」としてとらえること。
- (4) 一の防火対象物内に複数の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗が存する場合は、当該用途部分（機能従属部分を含む。）の床面積を合算すること。
- 3 指定場所の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、条例第23条第3項第2号、第4項及び第5項の規定により喫煙所を設けた場合は、当該場所から除くものとする。
- (1) 劇場等の舞台は、次の部分とする。
- ア 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室
 - イ 楽屋、出演者の控室等（アと建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた隔壁で区画され、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）
- (2) 劇場等の客席は、いす席、座り席、立席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。
- (3) 劇場等の公衆の出入りする部分は、第1号の舞台及び前号の客席以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とする。
- (4) 旅館、ホテル、宿泊所及び公衆浴場の舞台は、第1号の規定の例による。
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台は、第1号の規定の例による。
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の売場は、次の部分とする。
- ア 物品陳列販売部分及びその間の通路
 - イ 食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）ただし、次のいずれかに該当する加工場等を除く。
 - (ア) ア又は次号の通常客の出入りする部分（以下「売場等」という。）に隣接しない加工場等

- (イ) 売場等に隣接する加工場等で、全体が不燃区画されているもの（当該不燃区画に設ける開口部のうち、売場等に面する開口部は、第2条第6号に規定する防火戸によらず、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であつて、据付面積の合計2平方メートル以内のはめごろし戸とすること。）
- ウ 売場等に隣接するストック場（売場等に直接面する開口部を有しておらず、ストック場全体が不燃区画されているものを除く。）
- エ 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所
- オ 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の通常客の出入りする部分は、次の部分とする。
- ア 物産展、展示会等を行う催事場
- イ 客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- ウ 前号アに隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等（売場等と不燃区画されたものを除く。）
- エ 階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、休憩所等の客の利用に供する部分
- (8) 屋内展示場の公衆の出入りする部分は、展示ブース等の展示を行う部分及び階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、ロビー等の公衆の利用に供する部分とする。
- (9) 高さ100メートル以上の建築物の公衆の通行の用に供する部分は、階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、展望コーナー、ロビー等の部分とする。
- (10) 車両の駐車場の公衆の出入りする部分とは、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とする。

(禁止行為)

第4条 禁止行為の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙は、マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為とする。
- (2) 裸火は、炎、火花を発するもの又は赤熱して見える発熱部が外部に露出した状態を使用するもの若しくは外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度がおおむね摂氏400度以上）とするほか、次に掲げるものであること。ただし、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうち、クリスマスクラッカー又は平玉、巻玉等を消費する行為については、裸火の使用行為に含まないものとする。
- ア 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF式等）以外のもの

イ 電気を熱源とする火気使用設備器具のうち、トースター、ヘアドライヤー、電気オーブン等のように発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもので、かつ公的検査機関の検査を受けているもの以外のもの

(3) 危険物品の持込みは、危険物品（浜松市火災予防規則（昭和61年浜松市規則第51号。以下「規則」という。）第10条各号に掲げる物品）を持ち込む全ての行為とする。ただし、常時携帯する軽易なものを持ち込む行為及び次に掲げる行為は、危険物品持込み行為に含まないものとする。

ア 百貨店等の売場において、次に掲げる物品（販売行為の一環としてとらえる試供品又はサンプルを含む。）を陳列、販売する行為

(ア) 危険物に該当する製品（一の承認単位（第7条第6号に規定する承認単位をいう。以下同じ。）当たりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

(イ) 可燃性液体類に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1未満に限る。）

(ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。）の適用が除外される容器入り可燃性ガス（一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）

(エ) SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているがん具煙火（一の承認単位当たりの総質量が5キログラム未満に限る。）

イ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）

ウ 車両等の展示行為（運行又は稼動を伴うものを除く。）

エ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み、又は使用する行為

オ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

カ 解除承認に係る危険物品を密栓された容器で一時的に搬入する行為（必要最小限の量に限る。）

キ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

ク 日常の衛生管理用に手指消毒用アルコール等の危険物品を使用する行為

ケ 第2号ただし書に規定するがん具煙火を消費する行為に伴う当該物品を持ち込む行為

（解除承認の基本的事項）

第5条 禁止行為の解除が認められる行為は、社会通念上必要があると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上の支障がないと認められるものであって、その必要最小限の範囲とする。

(解除承認の申請、期間等)

第6条 解除承認の申請は、指定場所ごととする。ただし、次項各号に掲げる恒常的な行為に係る解除承認申請にあつては、当該行為に係る場所ごととする。

2 解除承認の期間は、当該行為に必要な期間とする。ただし、次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認にあつては、期間を定めないことができる。

- (1) 恒常的に火気使用設備器具を用いる行為
- (2) 恒常的に危険物品を持ち込む行為

(解除基準)

第7条 条例第23条第1項ただし書の規定による解除承認の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 指定場所が消防法令又は防火に関するその他の法令に適合していること。
- (2) 解除承認の行為は、承認要件区分（別表第1）に定める承認可能に該当するものであること。
- (3) 解除承認の行為が審査基準（別表第2から別表第6）に適合していること。
- (4) 申請に係る行為、機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。
- (5) 申請に係る行為、機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (6) 指定場所ごとを一の承認単位として適用すること。ただし、防火区画された場所は一の承認単位として取り扱うものとする。

(解除承認の特例)

第8条 消防署長は、禁止行為の解除承認に際し、当該行為の位置、構造、機器等から前条の審査基準と同等以上の安全性があると判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、当該審査基準によらないことができる。

(標準処理期間)

第9条 解除承認の申請に対する処分にかかる標準処理期間は、3日とする。

(承認証)

第10条 消防署長は、禁止行為の解除を承認する場合は、禁止行為解除承認証（第1号様式。以下「承認証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により承認証を交付された者は、当該承認証を当該行為に係る指定場所の見易い位置に掲げなければならない。この場合において、承認期間中、常に掲出しておくものとする。

(不承認の通知)

第11条 消防署長は、禁止行為の解除を承認しない場合は、不承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(解除承認の取消)

第12条 浜松市火災予防違反処理規程（平成17年6月30日浜松市消防本部訓令甲第7号）第22条第2項の規定により、消防署長が解除承認の取消しを行う場合における火災予防上必要があると認めるときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解除承認の基準を遵守していない場合
- (2) 解除承認を受けた場所から火災が発生し、当該承認を継続することが火災予防上支障があると認める場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により承認を継続させることが火災予防上支障があると認める場合
- (4) その他消防署長が火災予防上支障があると認める場合

2 消防署長は、前項の規定により解除承認を取り消す場合は、浜松市火災予防違反処理要綱第19条第3項の規定により禁止行為解除承認取消書を交付するものとする。

(標識の設置)

第13条 条例第23条第2項の規定により指定場所に設ける「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」の標識は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とし、次に掲げる箇所に設けるものとする。

(1) 「禁煙」の標識

ア 規程第8条第1号ア、イ、ウ、エ及びキの舞台にあつては、当該場所の入口の見易い箇所とすること。

イ 規程第8条第1号ア、イ及びウの客席にあつては、客、入場者又は利用者の見易い箇所とすること。

ウ 規程第8条第1号オの売場及び通常客の出入りする部分、同号カの公衆の出入りする部分並びに同号クの公衆の通行の用に供する部分にあつては、客、入場者又は利用者用の入口の見易い箇所とすること。

(2) 「火気厳禁」の標識

ア 規程第8条第1号ア、イ、ウ、エ及びキの舞台にあつては、当該場所の入口の見易い箇所とすること。

イ 規程第8条第1号ア、イ及びウの客席、同号オの売場、通常客の出入りする部分、同号カの公衆の出入りする部分並びに同号クの公衆の通行の用に供する部分にあつては、客、入場者又は利用者が使用する入口の見易い箇所とすること。

(3) 「危険物品持込み厳禁」の標識

禁止場所を有する防火対象物の当該入口等の見易い箇所とすること。

2 条例第23条第3項第2号に規定する喫煙所の標識は、喫煙所の形態に応じた公衆の目に触れやすい箇所に設置するものとする。

(喫煙所の設置)

第14条 条例第23条第3項第2号、第5項及び第6項の規定に基づき設置する喫煙所は、次に掲げる基準により出火防止上支障のない部分に設けるものとする。

(1) 喫煙所は、階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設けないこと。

(2) 劇場等の客用廊下に長いす、吸殻容器を置いて喫煙所とする場合は、法令に規定する幅員以下にならないこと。この場合において、条例第23条第5項に規定する「通行の用に供しない部分」とは、廊下、通路等が条例及び建築関係法令において規定される幅員を超える部分をいう。

(3) 喫煙所の位置、構造等については、次に定めるところによる。

ア 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から防火上有効な距離を確保すること。ただし、当該距離を確保することができない場合において、準不燃材料の間仕切り、つい立等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りでない。

イ 通行及び避難上支障のない位置で、喫煙所に適したスペース等について、十分検討した位置とすること。

ウ 百貨店等に設ける場合は、床面の色表示、間仕切り等により他の部分と区別すること。

エ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器、いすその他喫煙に必要なもの以外は、存置しないこと。

オ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

カ 消防用設備等の操作の障害とならない位置とすること。

2 条例第23条第3項第1号又は第5項ただし書に規定する全面的に喫煙の禁止を確保するために消防署長が必要と認める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所又は喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨又は当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置

(2) 定期的な館内巡視

- (3) 防火対象物が全面的に禁煙である旨又は当該階が全面的に禁煙である旨、別の階に設けられている喫煙所の案内等の館内一斉放送
 - (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防署長が火災予防上必要と認める措置
- 3 条例第23条第3項第1号及び第5項ただし書に規定する全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置は、次に定めるところによる。
- (1) 「全館禁煙」、「全面禁煙」等の全面的に禁止している旨の標識にあつては、色は赤地、文字を白字とし、大きさは、規則別表第3に規定する禁煙の標識の例によることとし、その他喫煙所の案内、留意事項等を表示する場合にあつては、分かりやすい表示とすること。
 - (2) 標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、条例第23条第4項に規定する図記号の例による。
 - (3) 標識中には、「禁煙」の文字を含むものとし、使用形態に応じた内容とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際改正前の浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における新要綱第2条第6号に規定する不燃区画、第7条第3号の規定による審査基準（別表第4）の適用については、新要綱施行後、新たに当該防火対象物の指定場所に係る増築、改築、修繕及び模様替えの工事がある場合において、当該工事部分の主要構造部の工事が過半とされない限りにおいて、なお従前の例による。